

第8回動燃改革検討委員会の結果概要について

平成10年6月5日
科学技術庁

1. 日 時 平成10年6月4日(木) 10:00~11:10

2. 場 所 科学技術庁 第1、2会議室

3. 議 題 (1) 動燃改革の具体化の進捗状況について

(2) 核燃料サイクル開発機構発足に向けた今後の取り組みについて

4. 結果概要

動燃改革法案の成立を受け、谷垣大臣、鈴木新法人作業部会部会長も出席し、法案の審議経過、動燃改革の具体化の進捗状況等について報告を受け、今後の取り組み等に関し意見交換が行われた。

(1) 谷垣大臣から法案の審議経過を中心に改革の具体化の進捗状況等について発言があり、引き続き動燃理事長から動燃の自己改革の進捗及び機構発足に向けた準備状況について報告があった。その後鈴木部会長から機構の設立に向けた留意点等の作業部会の報告がなされた。

(2) 主な委員の意見は以下のとおり。

○動燃が行っている改革がニュースで取り上げられるなど改革の姿が目に見えるようになってきた。

○機構がスタートしてから軌道に乗るまで、心の病と、それに伴う身体の病が増えるのではないかと、労働安全衛生面の「ヒト」の問題に注意が必要。メンタルヘルスの面から、動燃、機構において、もう一度勉強をやり直してもらい、一人一人の「ヒト」を大切にしてほしい。

○品質保証面で、改革が進むと不良品が顕在化する。これは、改革がうまくいっているかのバロメータであり、それを恐れたり、非難すべきではない。

○安全・危機管理面については、かなり改革が具体化していると思われるが、今後ともこの点には最大限配慮すべき。

○世界的にエネルギーは大規模から小規模の新エネルギーの方向に進んでいくと思うが、今後のエネルギー問題についてこの点にも留意して欲しい。

○核実験問題を踏まえれば、軍事転用されない核燃料サイクルの研究促進が大切。その意味で先進リサイクルの計画をもっと具体化すべき。

(3) 最後に座長から、意見の集約として、①法律成立が改革の終わりではなく始まり、②法案の成立により国民からの負託が再確認され、その点を踏まえ機構は自信と誇りを持つべき、③冷静な目と豊かな感性をもって業務を進めるべき、との3点が指摘されるとともに、我が国が直面している様々な改革問題を踏まえれば、本検討委員会は、改革問題に対する取り組み方という観点からも、改革の一つの動力として良い影響を与えたのではないかとまとめがなされた。

更に、今後は動燃、原子力委員会及び科技庁、更には機構において、本検討委員会の重みを十分に受けとめた取り組みがなされるよう要請がなされ、新法人作業部会及び改革検討委員会は終了することとなった。

第8回動燃改革検討委員会議事次第

I. 日 時： 平成10年6月4日(木) 10:00～11:00

II. 場 所： 科学技術庁 第1、第2会議室

III. 議 題

(1) 動燃改革の具体化の進捗状況について

(2) 核燃料サイクル開発機構発足に向けた今後の取り組みについて

IV. 資 料

○資料第 8-1号 核燃料サイクル開発機構発足に向けた具体化の状況について

- ・ 参考 1 動燃改革法案の国会審議経過について
- ・ 参考 2 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の概要について
- ・ 参考 3 動燃改革と原子力政策の進捗状況について

○資料第 8-2号 自己改革の進捗及び機構発足に向けた準備状況

・ 参考資料

○資料第 8-3号 核燃料サイクル開発機構発足に向けた留意点について

V. 席上配布資料

- ・ 第7回動燃改革検討委員会議事要旨
- ・ 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案資料
- ・ 動燃行動憲章・行動規範
- ・ Open and Honest -情報公開-

核燃料サイクル開発機構発足に向けた具体化の状況について

改革検討委員会報告書の要点	具 体 化	備 考
[経営の刷新] ○事業目標の明確化 ○裁量権の拡大と行使 ○理事会の機能強化 ○経営の透明性と外部評価 ○組織管理の強化 ○人事制度の刷新 ○職員の意識改革	◎国の「基本方針」策定を法定 ・理事長の責任と裁量で、機構が「中長期事業計画」を策定 ・国は方針を示し、執行は機構の責任。執行結果を評価 ・指導監督は、文書で行うなど責任の所在を明確化 ◎機構発足時に経営陣の任期満了し刷新。 ・非常勤理事の活用 ◎運営審議会設置を法定 ・公開シンポジウムの開催、研究開発外部評価委員会を設置 ・本社権限を事業所長に委譲し現場責任重視 ・事業所横断的調整機能として経営企画本部を設置 ・管理、研究、技術の職群制を導入しキャリアパスを複線化 ・管理職に昇任・昇格試験制度を導入、外部人材、若手を登用 ・責務と評価に応じた新たな給与制度の導入 ・「目標管理制度」を導入し、個々人の責任と裁量を明確化 ・外部研修、「目標共有化研修」等、全職員に研修を実施	・中長期事業計画は理事長の裁量に配慮し法定せず。
[新法人の事業]	◎業務の範囲を限定して法定 ◎整理縮小3事業は5年を限度に撤退する旨法定 ◎業務の効率性向上を責務として法定	・燃料の保有、輸出輸入は廃止 ・加速器、ビーム研究等の基礎研究は原研に移管又は廃止
[安全確保の機能強化] ○運転管理部門の強化 ○請負会社との連携	◎安全確保を責務として法定。安全を経営の最優先事項 ・現場責任を重視。センター長に責任を一元化 ・可能な限り運転管理部署と研究開発企画部署を分離 ・ポスト、処遇に配慮しつつ電力等との人材交流を強化 ・契約等において請負作業員の責任範囲を明確化	・逐次可能なものから動燃で実施 ・業務内容によっては、分離不可

改革検討委員会報告書の要点	具 体 化	備 考
○教育・訓練の徹底 ○施設設備メンテナンス ○安全確保支援部門 ○一般防災の視点導入 ○危機管理対応 [社会に開かれた体制] ○広報の強化 ○情報公開の徹底 [開かれた研究開発体制] ○社会への成果の還元 ○大学等との連携強化 [地域社会との共生] ○本社の立地地域への設置 ○地域社会に開かれた活動 ○国の原子力防災の強化 ○国の地域との連携強化と危機管理体制の整備	・事故解析、研究によるマニュアルの整備、訓練等の実施 ・安全性総点検の継続実施とフォローアップの実施 ・安全確保対策を中長期事業計画へ明確に位置づけ ・事業所横断的な安全推進本部を設置し、安全総点検の総括、安全教育、安全データベース管理等の支援業務を実施 ・安全思想の再構築、マニュアル、訓練等に反映、 ・一般防災の専門家の受け入れ、外部プラント研修等への参加 ・緊急時動員体制の整備と要員の事前指名、訓練の実施 ・現場指揮所による指揮命令系統の確保とマニュアルの整備 ・24時間当直体制、テレビ会議、緊急時センター等の設置 ・地域との協調した緊急医療の充実 ・本社に「情報交流部」と事業所に広報担当部署を設置 ・技術系職員の教育訓練と人文系の任用、専門家の招聘 ◎情報公開を機構の責務として法定 ・「情報公開指針」と「情報公開委員会」の設置と積極活用 ◎技術移転等研究開発成果の普及を法定 ・外部機関との共同研究等による先行的な成果の共有化 ・任期付任用を活用したプロジェクト研究体制の確立 ◎施設設備の供用化を法定 ◎主たる事務所を茨城県に置く旨法定 ・住民参加による地域フォーラムを開催し、相互交流 ・事業所環境モニタリングデータをリアルタイムで通報 ・科技庁「原子力防災検討会」で防災対策強化を提言。 ・原子力安全委員会において検討中。 ・東海に運転管理専門官を常駐、茨城県と人事交流を開始 ・24時間体制、緊急時対応センター、テレビ会議等を整備	・動燃で安全性総点検を実施、科技庁で動燃の全施設を現地調査 ・安全支援部門は、支援のみで、安全責任は現場の長に一元化 ・一般防災専門家の受け入れを動燃において先行実施 ・危機管理推進室を設置し早急に体制を整備、確立 ・「成果展開事業」を実施予定 ・機能としては東海と敦賀に移転

動燃改革と原子力政策の進捗状況について

＜動燃改革への取組＞

もんじゅ事故(H7. 12. 8)

・ナトリウム漏洩事故

アスファルト固化処理施設火災爆発事故
(H9. 3. 11)

動燃の抜本的改革を通じて
国民の信頼回復の必要性

動燃改革検討委員会(H9. 4. 11設置)

・座長: 吉川日本学術会議会長(東大前総長)

動燃改革検討委員会報告書「動燃
改革の基本的方向」(H9. 8. 1)

・業務の見直し・整理
・経営機能の強化
・安全確保機能の強化
・社会に開かれた体制を構築

新法人作業部会(H9. 8. 6設置)

・部会長: 鈴木東大教授

新法人作業部会報告書
「新法人の基本構想」(H9. 12. 9)

・動燃改革の具体化の基本枠組み

法案国会提出(H10. 2. 10)

・名称を核燃料サイクル開発機構とする
・核燃料サイクルを技術的に確立するための
研究開発を実施
・安全確保、情報公開、適正かつ効率的な業務
運営を機構の責務

法案成立(H10. 5. 13)

機構へ改組(H10. 10. 1目途)

＜原子力政策の進捗＞

当面の核燃料サイクルの推進について

(閣議了解H9. 2. 4)

・当面、プルサーマル、使用済燃料の管理、バックエ
ント対策等の実施により、核燃料サイクルを推進す
ることとする

原子力バックエンド対策専門部会報告書

(H9. 4. 15)

・2000年レポート作成にあたって高レベル放射性廃
棄物処分の研究開発等の進め方について、
基本的考え方、技術的重点課題を提示

核燃料サイクルの推進について

原子力委員長談話(H9. 6. 20)

・動燃の事故により核燃料サイクルの展開に少な
からぬ影響を及ぼしているが、核燃料サイクルの
重要性はいささかも変わるものではない旨の
確認

高速増殖炉懇談会報告書(H9. 12. 1)

・実用化時期を明示せず、柔軟な計画の下に
「もんじゅ」等で着実な研究開発を実施

高レベル放射性廃棄物処分懇談会
報告書(H10. 5. 29)

・地層処分の基本的考え方を提示
・処分の事業資金、実施主体、安全確保の基本
的考え方、深地層研究施設の早期具体化を
提言

新円卓会議開催(予定)

長計見直し

平成10年 6 月 4 日
新法人作業部会

核燃料サイクル開発機構発足に向けた留意点について

新法人作業部会は、動燃改革検討委員会報告書を受け、平成 9 年 8 月の発足以来、動燃改革の具体化に向け調査・検討を進め、平成 9 年 12 月に「新法人の基本構想」（以下「基本構想」という。）を報告書として取りまとめ、具体的な改革案の基本枠組みを示した。

この基本構想に基づき策定された動燃改革法案たる「原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案」（以下「動燃改革法」という。）が、平成 10 年 5 月 13 日に国会で成立し、5 月 20 日に公布された。

今後は、動燃、原子力委員会及び科学技術庁において、動燃改革の趣旨を十分に踏まえ、新法人「核燃料サイクル開発機構」（以下「機構」という。）において自己責任の確立と的確な業務運営がなされるよう、万全の諸準備が進められることを期待する。その際、特に動燃においては、意識改革等の自己改革活動が実効を上げるよう最大限努力することが必要である。

以上を踏まえ、当作業部会として、以下のとおり、機構の発足に向けた留意点に関する意見を取りまとめた。今後は、本意見を参考としつつ、機構発足に向けた諸準備がなされるとともに、機構においても的確な業務運営がなされることを期待する。

なお、機構が業務を遂行するに当たっては、原子力政策に対する国民的な理解と協力が極めて重要となることから、国として今後ともこの点に一層の努力を払うよう要望する。

1. 運営審議会

運営審議会は、理事長の諮問機関として、機構における経営の合理性、透明性と社会性を確保する上で重要な機能を果たすものであり、設置に当たって以下の点に留意することが必要である。

- ・運営審議会については、機構の発足後速やかに設置されることが必要であり、審議事項、運営方法、委員の選出分野等について予め十分に検討を進める。
- ・運営審議会の審議結果については、積極的に公表し、運営審議会自体の透明性を確保する。

2. 中長期事業計画の策定

(1) 基本方針

機構の業務については、国が「基本方針」として機構に使命を提示し、これを受け、機構においては自らの責任と裁量において「中長期事業計画」を策定することを基本的枠組みとしている。この点を踏まえ、今後、原子力委員会及び科学技術庁において基本方針を検討するに当たっては、機構の裁量権に十分配慮し、機構の使命が明確になるよう、核燃料サイクル全体を俯瞰した極力明瞭な方針が策定されることを要望する。

(2) 中長期事業計画

中長期事業計画は、機構の経営の根幹をなすものであることから、機構においては、以下の点に留意し速やかに策定作業を進めることが必要である。

- ・ 中長期事業計画は、業務を進める上での基本となるばかりではなく、業務遂行の評価の基礎となることから、内容としては、経営者の方針が明確に示されるとともに、第三者に対してもわかりやすい内容とする。
- ・ 中長期事業計画の策定に当たっては、「競争力ある技術」の開発を目指し、取り巻く情勢の変化を的確に把握しつつ、開発レベルに応じた中期的な開発目標を設定するとともに、国際協力の推進等にも配慮する。
- ・ 研究開発の効率性向上の観点から、資源の制約を直視し、「枢要技術」を特定し事業の重点化を図るとともに、組織のスリム化、コスト意識の定着等に十分配慮する。
- ・ 業務遂行において関係機関との密接な連携を確保するため、中長期事業計画の策定に当たっては、技術移転先等の関係者の意見を十分に聴取する。

3. 安全確保

機構においては、安全の確保が前提とされており、機構の業務運営上の最優先事項であることから、動燃及び機構においては、以下の点に留意し安全確保を徹底することが必要である。

- ・動燃においては、安全性総点検のフォローアップ等による安全確保に関する改善策を着実に実施するとともに、中長期的課題として残されている問題に関しては明確な改善計画を作成し、機構に引き継ぐ。
- ・機構においては、現場責任を明確にした組織・体制を確立し、自らの安全性総点検を継続的に実施するとともに、安全確保対策を中長期事業計画に明確に位置づけるなどにより、安全確保に万全を期す。
- ・その際、安全管理の強化と迅速な事故時対応を確保するため、施設・設備の管理・運営情報のデータベースを整備し、経営陣を含めた情報の共有化を図る。

4. 情報公開

機構においては、的確な情報公開に努めることが責務とされており、事業目標等を国民へ情報発信し国民と双方向の情報交流を図るとともに、特に透明性の確保の観点から、以下の点に留意し積極的な情報公開に取り組むことが必要である。

- ・機構においては、「情報公開指針」を積極的に運用し、速やかに情報を開示し、適時・的確かつ信頼性の高い情報公開を徹底する。その際、特に業務の財務状況、事故時情報についても積極的に公開する。
- ・情報公開に当たっては、第三者からなる「情報公開委員会」を十分に活用し、特に、情報の不開示については、公正かつ透明性の高い審議を経て決定し、不開示の理由を対外的に明確にする。

5. 業務引き継ぎ

機構は、動燃を改組し、動燃の組織・人員、施設・設備、技術・ノウハウ、権利義務関係等を継承し発足する。動燃から機構への業務引き継ぎに当たっては、改革の趣旨を十分に反映させ、以下の点に留意することが必要である。

- ・動燃は、本作業部会が策定した基本構想等を踏まえ、意識改革、人事制度、責任の明確な組織体制、請負問題等についての具体的な改革案を作成する。科学技術庁は、動燃の改革案を動燃改革の趣旨に照らして十分に検討し、動燃から機構への適切な引き継ぎを確保する。

- ・ 権利義務関係の継承の観点からも、機構においては、動燃が作成する整理縮小計画を着実に遂行するとともに、各事業所における放射性廃棄物等については、環境保全に十分配慮しつつ、安全かつ適切に管理する。